平成２３年（フ）第５８７６号
東京都国立市富士見台３丁目11―１―102
破産者　清水　宏悦
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９５９号
東京都品川区西五反田３丁目９番12―203号
破産者　有限会社愛刀美術
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９６６号
埼玉県川口市大字伊刈823番地の16
破産者　株式会社ユニテック・エステート
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９８６号
東京都文京区水道２丁目16番11号
破産者　有限会社ファミリープロセス
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９８７号
東京都墨田区本所１丁目33―９―502
破産者　飯田　　栄
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６００９号
東京都荒川区東日暮里１丁目32番６号
破産者　有限会社ジュエリー・コハラ
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０１０号
東京都荒川区東日暮里１丁目32―６
破産者　小原　繁雄
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０９４号
東京都港区六本木５丁目18番20号
破産者　有限会社朋樹庵
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０９５号
東京都新宿区西落合３丁目18―10―103
破産者　横田　朋樹
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０９６号
東京都中央区日本橋浜町１丁目７番６号
破産者　株式会社Ｕ．Ｈ．Ｉ
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０９７号
千葉県市川市稲越町182
破産者　釣谷　英男
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１５５号
東京都豊島区雑司が谷２丁目25番10号
破産者　株式会社プラザイーアンドエム
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２００号
長野県東御市和1499番地21
破産者　有限会社昭成
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２４１号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮３丁目４－１ＲＣ―23―101、商業登記簿上の本店所在地東京都荒川区東日暮里６丁目57番10号
破産者　有限会社鈴尚電器
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２４２号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮３丁目４－１ＲＣ―23―101
破産者　鈴木　和夫
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２４３号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮３丁目４－１ＲＣ―23―101
破産者　鈴木　經子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２８９号
東京都中央区銀座１丁目20番９号
破産者　ネットプランナーズ有限会社
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２９０号
東京都中央区築地４丁目４―14―506
破産者　國井　秀隆
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２９３号
東京都北区赤羽南１丁目24番13号
破産者　株式会社北マネキン紹介所
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２９４号
東京都北区神谷２丁目24―４
破産者　塚原恵美子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３０８号
東京都江戸川区北葛西５丁目28番６号
破産者　セカンド流通株式会社
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３１８号
茨城県守谷市みずき野４丁目４番地４
破産者　有限会社ノエル
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３３５号
東京都文京区湯島４丁目６番12号　湯島ハイタウンＢ棟512号
破産者　株式会社飛鳥設計
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部